

IV 障害者雇用に関する支援制度等

1 トライアル雇用事業

(1) 障害者トライアルコース

障害者を一定期間雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出をはかることを目的としています。

障害者はこの制度を活用することで、仕事内容や職場環境等への適性を確認することが容易となり、働くことへの不安を解消し自信をつける機会となります。

【対象労働者】 次の①と②の両方に該当する者であること

①継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望している者

②次のア～カのいずれかに該当する者

ア 重度身体障害者

イ 重度知的障害者

ウ 精神障害者

エ 紹介日において就労の経験のない職業に就くことを希望する者

オ 紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者

カ 紹介日前において離職している期間が6か月を超えている者

【雇入れの条件】

①ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること

②障害者トライアル雇用の期間について、雇用保険被保険者資格取得の届出を行うこと

(2) 障害者短時間トライアルコース

継続雇用する労働者として雇用することを目的に、障害者を一定の期間を定めて試行的に雇用するものであって、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、障害者の職場適応状況や体調等に応じて、同期間中にこれを20時間以上とすることを旨とするものをいいます。

【対象労働者】

継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れについても希望している精神障害者または発達障害者

【雇入れの条件】

①ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること

②3か月から12か月の障害者短時間トライアル雇用をすること

トライアル雇用事業を行うためには上記の他、全ての事業所に共通の要件として、雇用保険の適用事業の事業主であることや、雇用する労働者を事業主の都合により解雇したことがないこと等、いくつかの要件を満たしている必要があります。詳しくは管轄のハローワークにご相談ください。

<問合せ先>

各ハローワーク

愛知労働局職業対策課（事業に関すること）

愛知労働局あいち雇用助成室（支給に関すること）

【P. 57】

T E L 052-219-5507

T E L 052-219-5519

2 ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援

【ジョブコーチの種類】

- ・配置型ジョブコーチ：地域障害者職業センターに所属するもの
- ・訪問型ジョブコーチ：助成金認定法人である社会福祉法人・特定非営利活動法人等に所属するもの
- ・企業在籍型ジョブコーチ：障害者を雇用している事業所に所属するもの

【配置型ジョブコーチ、訪問型ジョブコーチによる支援のポイント】

- 障害者職業カウンセラーが作成する「支援計画」に基づいて、ご本人、事業所双方の同意をいただき、支援をおこないます。
- 定着が図れるよう事業所内の職場環境を整備し、支援の主体をジョブコーチから事業所担当者に移行します。

*事業主の方への支援

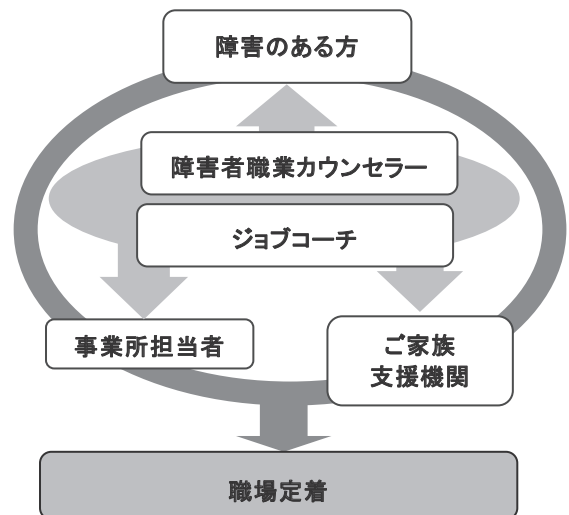
- ・障害特性に配慮した雇用管理方法等の支援
- ・職務内容の設定、配置等に係る支援
- ・指導方法、現場従業員の関わり方等の支援
- ・家族との連絡、連携体制の確立等の支援

*障害のある方への支援

- ・人間関係及びコミュニケーションの支援
- ・基本的労働習慣に係る支援
- ・職務遂行に係る支援
- ・通勤、健康管理、生活リズムの構築の支援

*ご家族等への支援

- ・障害に係る知識、家族の支援体制等の支援
- ・事業主との連絡、連携体制の確立等の支援



【対象となる事業主】

ジョブコーチによる専門的かつ直接的な支援を必要としている事業主（障害者を雇用しようとする、または既に雇用している事業主）で、次の要件を満たすことが必要です。

- ①労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険等に参加していること。
- ②労働基準法、労働安全衛生法に規定されている安全衛生その他の作業条件が整備されていること。

【対象となる障害者】

ジョブコーチによる職場での支援が必要な求職中又は在職中の障害者（知的・精神・発達の障害がある方、その他職場適応に援助を必要とする方）を対象としています。

【支援期間】

支援期間は1～7か月の間で設定します（標準期間2～3か月）。

【フォローアップ】

支援終了後は必要に応じてフォローアップを行います。

＜問合せ先＞	愛知障害者職業センター	TEL	052-218-2380
	〃	豊橋支所	TEL 0532-56-3861

3 精神障害者総合雇用支援

精神障害のある方及び精神障害のある方を雇用する事業主の方に対して、主治医との連携のもとで、雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援を体系的に実施しています。

※ここでいう精神障害者のある方とは、精神障害者保健福祉手帳や医師の診断書等により、そううつ病、統合失調症、その他精神疾患を有していることが確認できる方を指します。

○ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援（P.27）

事業所への採用前後に精神障害のある方や事業所双方に対して職場定着を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）による支援を実施しています。

○職業準備支援

個別カリキュラムにより、基本的な労働習慣の習得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を図る支援を実施しています（名古屋本所のみ）。

○職場復帰（リワーク）支援事業

うつ病等で休職している方の円滑な職場復帰のために、主治医との連携の下で、職場復帰に向けた課題の整理（コーディネート）と、リワーク支援のサービスを実施しております（名古屋本所のみ）。

愛知障害者職業センターでは、職場復帰支援に関するご本人向けの説明会を毎月第2、第4木曜日の午前10時から、事業主向けの説明会を毎月第3金曜日午後1時30分から実施しております。

※職場復帰支援事業は、ご本人、事業主とも無料をご利用いただけます。

※説明会は予約制です。

※公務員の方は対象外です。

【コーディネートとは】

ご本人・事業主・主治医の三者が復職を進めていく予定であることを確認後、三者からの情報収集・相談を通じ、復職に向けた課題等を整理し、復職の進め方についてインフォームドコンセントに基づき提案していきます。

※課題の状況等によっては、リワーク支援に移行しない場合もあります。

（ご本人）個別面談とリワーク支援プログラムの体験等により、職場復帰への課題等を把握、整理します。

（事業主）職場復帰支援担当者との面談等による情報収集を通じて、復帰受け入れに当たっての事業所側の課題を整理し、望ましい復職の方法についてご提案します。

（主治医）職業センターが受診に同行するなどにより、現在の治療状況や今後の治療方針、本人の特性等を情報収集します。併せて、望ましい復職の進め方を検討するに当たっての助言等、協力を依頼します。

【リワーク支援とは】（標準期間 8～16 週間）

支援計画に基づいて、ご本人・事業主・主治医の三者の書面による同意を得て下記の支援を行います。

（ご本人）職業センターへの通所、下記プログラムの参加を通してコーディネートで確認された課題の改善に向けて取り組みます。

《生活リズムの立て直し、体調管理》

生活リズム表・作業報告書（睡眠・食事・活動時間、ストレス、疲労）の記入とチェック

《体力増進、集中力、指示理解力、判断力等の確認・回復》

脳トレ、個別作業（事務・OA作業、立位作業）、集団作業、自主学習（復職時の職務の準備、資格取得等）

《職場で想定されるストレスの把握、対処方法の習得》

グループミーティング、アサーション講座・トレーニング、SST、キャリア講座、ストレス対処講座、アンダーコントロールの受講。ストレッチ・呼吸法・筋弛緩法・自律訓練法のストレス対処技法の習得

（事業主）職場復帰支援担当者に進捗状況を確認いただきながら、円滑な復帰受け入れのための支援を行います。復職者に対する接し方や受け入れの方法、復職後の職務設定の仕方等の助言を行います。

（主治医）医療面からの助言をいただきながら、支援の効果的な実施に対する協力をお願いします。

<問合せ先>	愛知障害者職業センター	TEL	052-218-2380
	〃	豊橋支所	TEL 0532-56-3861

4 発達障害者を対象とした就労支援事業

障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害のある方に対しては職業リハビリテーション等の支援対象とされ、下記のような制度があります。

【愛知障害者職業センター】

○ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援（P. 27）

事業所への採用前後に発達障害のある方や事業所双方に対して職場定着を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）による支援を実施しています。

○職業準備支援

個別カリキュラムにより、基本的な労働習慣の習得、作業遂行能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を図る支援を実施しています。

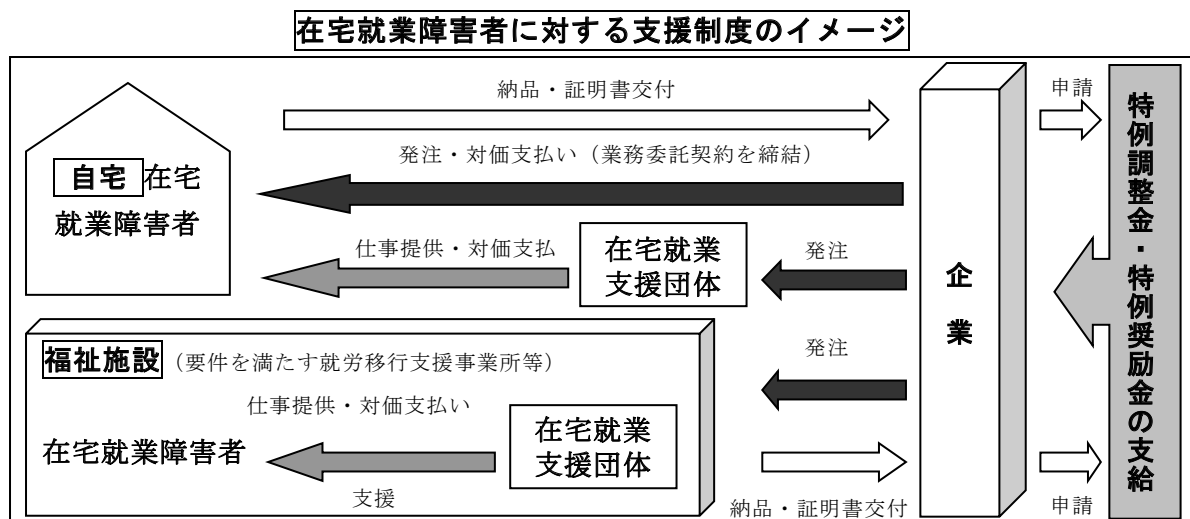
【ハローワーク】

- ・障害者トライアル雇用事業（P. 26）
- ・特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）（P. 40）
- ・雇入れ又は職場定着のための相談・助言・雇用管理サポート

<問合せ先>	愛知障害者職業センター	TEL	052-218-2380
	〃	豊橋支所	TEL 0532-56-3861
	各ハローワーク		【P. 57】

5 在宅就業障害者支援制度

障害者の多様な就労形態に対応する支援策のひとつとして、「在宅就業障害者支援制度」があります。在宅就業する障害者へ（直接あるいは厚生労働大臣が登録した在宅就業支援団体（※）を通して）仕事を発注した企業に対し、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。



【対象となる障害者】

障害者手帳等を交付されている身体障害者・知的障害者・精神障害者で、かついかなる企業にも雇用されていない者

【対象となる業務】

在宅就業契約に基づく業務

【対象となる就業場所】

自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、その他これらに類する場所

注意：業務を発注した企業の事業所内で業務を行う場合は対象となりません。

※在宅就業支援団体の厚生労働大臣による登録について

福祉施設を運営する法人が在宅就業支援団体として登録を受け、福祉施設を利用する障害者に対し、仕事の提供・対価の支払等を行う場合も対象となります。

【登録要件】

1. 障害者に対して、就業機会の確保・提供のほか、職業講習、就業支援等の援助を行っている法人であること
2. 常時10人以上の障害者に対して継続的に支援を行うこと
3. 障害者の在宅就業に関して知識及び経験を有する3人以上の者を置くこと（うち1人は専任の管理者とすること）
4. 在宅就業支援を行うために必要な施設及び設備を有すること

【登録団体について】

<問合せ先> 愛知労働局職業対策課

T E L 052-219-5507

【特例調整金・特例報奨金の支給について】

在宅就業契約報告書・支給申請書の提出が必要です。詳細は下記までお問い合わせ下さい。

<問合せ先> (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高年齢・障害者業務課 T E L 052-218-3385

6 障害者職業訓練

職業的自立をめざす障害者の就職をより容易にするため、障害者を対象にした公共職業訓練について、障害の種類、程度、訓練期間により多様な訓練コースを設定し、職業に必要な知識・技能の習得を図る訓練を実施しています。

*障害者職業能力開発校及び高等技術専門校による訓練

国立県営愛知障害者職業能力開発校において、障害の態様に配慮した職業訓練を実施しています。また、名古屋高等技術専門校と岡崎高等技術専門校においても、知的障害者を対象とした職業訓練を実施しています。

なお、障害の程度により県内の高等技術専門校で職業訓練を受けることもできます。

【令和3年度】

■愛知障害者職業能力開発校

訓練科名	募集定員	訓練期間
ITスキル科	20人	1年
OAビジネス科	(4月入校) 20人	
	(10月入校) 20人	
CAD設計科	30人	
ワークサポート科 (精神・発達障害者対象訓練)	10人	9か月
就業支援科 (精神・発達障害者対象訓練)	10人	3か月
総合実務科 (知的障害者対象訓練)	15人	1年

■名古屋・岡崎高等技術専門校

訓練科名	募集定員	訓練期間
総合実務科 (知的障害者対象訓練)	各校10人	1年

<問合せ先>	愛知障害者職業能力開発校	T E L 0533-93-2102
	名古屋高等技術専門校	T E L 052-917-6711
	岡崎高等技術専門校	T E L 0564-51-0775

*障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、障害のある人の雇用の促進を図るため委託訓練を実施しています。

- ・知識・技能習得訓練コース：民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等が委託先となった訓練
- ・実践能力習得訓練コース：企業等を委託先として事業所現場を活用した訓練
- ・eラーニングコース：職業能力開発施設への通所が困難な障害のある人がインターネットを利用して行う訓練
- ・在職者訓練：現在職業についている障害のある方を対象とした訓練

【訓練期間】1～3か月 【訓練定員】225人（予定）

※受講手続きや委託訓練実施に協力いただける企業等の申込みについては、愛知障害者職業能力開発校までお問い合わせ下さい。

<問合せ先>	愛知障害者職業能力開発校	T E L 0533-93-2102
--------	--------------	--------------------

* 障害者特別委託訓練

障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第7号の規定に基づく教育訓練の基準に適合すると認められた施設に対し、知的障害者及び精神障害者を対象とした職業訓練を委託しています。(訓練期間 1～2年)

委託元	委託先	訓練科目名	対象者	定員	訓練期間
名古屋高等技術専門学校	社会福祉法人 共生福祉会 なごや職業開拓校	食品加工科	知的障害者	10人	2年
		生産実務科	精神障害者	5人	1年

<問合せ先> 名古屋高等技術専門学校 TEL 052-917-6711
なごや職業開拓校 TEL 052-582-6006

7 障害者雇用促進トップセミナー（障害者雇用優良企業等表彰）

企業の方に障害者雇用を理解していただき、障害者の雇用促進と職場定着を進めるため、愛知労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部等と連携し開催しています。

また、障害者を積極的に雇用する企業を障害者雇用優良企業等として表彰しています。

(令和2年度の障害者雇用優良企業等はP.46)



<問合せ先> 愛知県労働局就業促進課 TEL 052-954-6367

8 障害者雇用管理セミナー

企業の人事・労務担当者および職場管理者を対象に、障害者雇用についての課題を解決するとともに理解を深めるための「障害者雇用管理セミナー」を実施しています。

<問合せ先> 公益財団法人愛知県労働協会 事業課 TEL 052-485-7156

9 障害者就職面接会

就職を希望する障害者の雇用機会の拡大を図るため、求人企業合同による就職面接会を愛知労働局と開催しています。

新型コロナウイルス感染症の状況により、開催方法や開催時期を変更することがあります。

○一般障害者就職面接会…年4回

名古屋・尾張地区：年2回（9月及び2月開催予定）

三河地区：年2回（9月及び2月開催予定）

○大学等卒業予定障害者就職面接会

名古屋市内：年1回（8月開催予定）



<問合せ先> 愛知労働局職業対策課 TEL 052-219-5507
愛知労働局就業促進課 TEL 052-954-6367

10 アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催

障害者技能競技大会（愛称として「アビリンピック（ABILITYMPICS）」は、障害のある方々が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者雇用に対する社会の理解と認識を深め、雇用の促進を図るために開催しています。



あいち人財力強化プロジェクト
イメージキャラクター「アイチータ」

- 愛知県障害者技能競技大会 2021年6月（開催予定）
- 全国障害者技能競技大会 2021年12月東京都（開催予定）

【愛知県障害者技能競技大会】

2019年度実績：競技種目20種目（デモンストレーション含む）131名参加

洋裁、家具、DTP、建築CAD、電子機器組立、義肢、ワード・プロセッサ、データベース、ホームページ、フラワーアレンジメント、ビルクリーニング、製品パッキング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、表計算、パソコンデータ入力、縫製、木工、機械CAD（デモンストレーション）、パソコン操作（デモンストレーション）

※2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の状況下において、競技環境を十分に整えることが困難であることから、大会を中止としました。

<問合せ先> 愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室

TEL 052-954-6884

11 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

愛知労働局・ハローワークでは、就労支援機関・特別支援学校・医療機関と連携し、企業と障害者やその保護者の就労に対する不安感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーの助言等による「企業理解の促進」、また、関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、実習受入の依頼等による「障害者に対する職場実習の推進」を実施しています。

<問合せ先> 愛知労働局職業対策課
各ハローワーク

TEL 052-219-5507
【P. 57】

1 2 優先発注制度

愛知県福祉局では、平成 25 年度より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの調達推進を図るための方針を策定し、県が発注する物品等及び役務における障害者就労施設等からの優先的な調達に努めています。

☆対象となる障害者就労施設等☆

- ①障害者総合支援法に定める施設等（就労継続支援事業所（A型、B型）、就労移行支援事業所、生活介護事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター）
- ②障害者基本法により費用の助成を受けている小規模作業所
- ③障害者優先調達推進法の政令で定める事業所（障害者雇用促進法に基づく特例子会社、重度障害者多数雇用事業所）
- ④障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- ⑤共同受注窓口として知事が適当と判断する者

なお、この制度の適用を受けるには、事前に、③～⑤については申請を、愛知県福祉局福祉部障害福祉課へ行う必要があります。

【調達の方法】

- 予定価格が 3 万円未満の物品及び 10 万円以下の役務
1 者から見積書を徴するときは、①及び②を優先して選定するよう努めます。
- 予定価格が 3 万円以上 30 万円以下の物品及び 10 万円超 30 万円以下の役務
見積書を徴する相手方を①～⑤から複数選定するよう努めます。
- 予定価格が 30 万円超
見積書を徴する相手方を①～⑤とした地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号等を適用した調達に努めます。

※障害者就労施設等の取扱い物品及び役務リストは、愛知県福祉局福祉部障害福祉課のホームページに掲載しています。

<問合せ先> 愛知県福祉局福祉部障害福祉課 TEL 052-954-6294

愛知県労働局では、平成 16 年より障害者の雇用に努める企業から、県が発注する物品等及び役務の優先的な調達に努めています。

なお、この制度の適用を受けるには、事前に登録が必要です。愛知県労働局就業促進課で随時受け付けています。

☆対象となる企業☆

県内に本店を有する中小企業者又は県内の事業協同組合等で、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）の雇用率が4.4%以上の企業であること

【調達の方法】

- 予算の適正な執行に配慮しつつ、次により優先的な調達に努めます。
- ①随意契約による優先的扱い→2 者以上の対象企業から見積書を徴取して契約
 - ②指名競争入札による優先的取扱い→対象企業の優先的な指名

※対象物品等及び役務の業務分類は、愛知県労働局就業促進課のホームページに掲載しています。

<問合せ先> 愛知県労働局就業促進課 TEL 052-954-6367

1 3 障害者を雇い入れた場合の税制上の優遇措置等

障害者を雇用する事業所は、租税特別措置法、所得税法及び法人税法並びに地方税法により税制上の優遇措置があります。

(1) 国税に関する概要

項目	要件	内容
機械・装置の割増償却措置 (税務署・所得税及び法人税)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定期間（昭和48年4月1日から令和4年3月31日まで）内の日を含む各事業年度（個人事業者は各年）において障害者を雇用している青色申告書を提出する法人（個人事業者）であること。 2. 障害者雇用割合が50%（雇用障害者数が20人以上である場合には25%）以上（短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として計算する。）であること、又は、法定雇用率2.3%を達成している事業主で、基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ重度障害者割合が55%以上であること。 3. その事業年度の指定期間内又はその事業年度（個人事業者についてはその年）開始の前5年以内に開始した事業年度において取得、製作した機械及び装置（令和2年3月31日以前に開始した事業年度（個人事業者については令和2年分以前）の場合は取得、製作又は建設した工場用の建物及びその附属設備を含む。）で、障害者が労働に従事する事業所にあることにつき事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けたものであること。 	<p>（所得税）確定申告書に適用条文（租税特別措置法第13条）を記載するとともに、個々の適用資産ごとに償却費の額を記載した計算明細書を添付した場合に、普通償却限度額と特別償却限度額（普通償却限度額の12%※）の合計額が償却限度額となる。</p> <p>※令和2年分以前については24%（工場用の建物及びその附属設備については32%）。</p> <p>（法人税）確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付した場合に、普通償却限度額と特別償却限度額（普通償却限度額の12%※）の合計額が償却限度額となる。</p> <p>※令和2年3月31日以前に開始した事業年度については24%（工場用の建物及びその附属設備については32%）。</p>
助成金の総収入金額不算入等 (税務署・所得税及び法人税)	<p>所得税法施行令第89条第1号及び法人税法施行令第79条第1号に規定する次の助成金の交付を受けて固定資産の取得又は改良（以下「取得等」という。）をし、助成金の返還を要しないことが確定した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者作業施設設置等助成金 2. 障害者福祉施設設置等助成金 3. 重度障害者等通勤対策助成金 4. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 5. 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース） 	<p>（所得税）固定資産の取得等に充てられた返還を要しない助成金の額は、確定申告書に所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）の適用を受ける旨記載するとともに、「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付した場合に限り、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。</p> <p>（法人税）交付を受けた助成金で取得等した固定資産の帳簿価額を圧縮記帳により減額等したときは、確定申告書に圧縮記帳による圧縮額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、減額等した金額は損金算入できる。</p>

(2) 国税に関する相談のご案内

<p>国税に関する一般的な相談は、名古屋国税局「電話相談センター」をご利用ください。</p> <p>【利用時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：00</p> <p>【利用方法】 最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声に従って「1」を選択してください。 （電話番号は下記一覧をご覧ください。）</p> <p>なお、電話での相談が困難な方は、国税庁ホームページの聴覚障害者等電子メール相談又は聴覚障害者ファクシミリ（052-951-4614）をご利用ください。</p> <p>※国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、キーワードで身近な税金に関する情報が検索できますので、是非ご利用ください（携帯電話からもご利用できます）。</p>
--

【電話番号一覧】

地域	税務署	電話番号	税務署	電話番号	税務署	電話番号
名古屋	千種	052-721-4181	名古屋東	052-971-8665	名古屋北	052-911-2471
	名古屋西	052-521-8251	名古屋中村	052-451-1441	名古屋中	052-962-3131
	昭和	052-881-8171	熱田	052-881-1541	中川	052-321-1511
尾張	一宮	0586-72-4331	尾張瀬戸	0561-82-4111	津島	0567-26-2161
	小牧	0568-72-2111				
知多	半田	0569-21-3141				
西三河	岡崎	0564-58-6511	刈谷	0566-21-6211	豊田	0565-35-7777
	西尾	0563-57-3111				
東三河	豊橋	0532-52-6201	新城	0536-22-2141		

項目	要件	内容
不動産取得税の 軽減措置 (県税事務所)	1. 雇用障害者数が20人以上 ※1 2. 障害者雇用割合が50%以上 ※1 3. 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金を受給して、令和3年3月31日までの間に取得した事業用家屋(引き続き3年以上作業の用に供するものに限る。)	価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額
固定資産税の 軽減措置 (市町村役場)	1. 雇用障害者数が20人以上 ※1 2. 障害者雇用割合が50%以上 ※1 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金を受給して、令和3年3月31日までの間に取得した事業用家屋(作業の用に供するものに限る。)	課税標準となるべき価格の1/6に相当する額に障害者雇用割合を乗じた額を減額 当初5年度分
事業所税の 軽減措置 (名古屋市・岡崎市・豊田市・豊橋市・一宮市・春日井市)	障害者を雇用 1. 雇用障害者数が10人以上 ※2 2. 障害者雇用割合が50%以上 ※1 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の受給(資産割の事業所税)	従業者割の事業所税については、従業者給与総額の算定及び免税点の判定において障害者は従業者から除く 資産割の事業所税については、課税標準となるべき当該事業所の床面積から1/2に相当する面積を控除

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

※2 重度以外の障害者で短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

■ 不動産取得税の軽減措置についてのお問合せは・・・管轄の県税事務所 課税第二課へ

県税事務所名	所在地	電話番号
名古屋東部県税事務所	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄4階)	052-953-7860
名古屋北部県税事務所	〒451-8555 名古屋市西區城西1-9-2	052-531-6306
名古屋西部県税事務所	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	052-362-3216
名古屋南部県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田區森後町8-22	052-682-8925
東尾張県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-65	0568-81-3769
西尾張県税事務所	〒491-8506 一宮市新生2-21-12	0586-45-3158
知多県税事務所	〒475-8505 半田市出口町1-36 (知多総合庁舎1階)	0569-89-8175
西三河県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎1階)	0564-27-2715
豊田加茂県税事務所	〒471-8537 豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎1階)	0565-32-7484
東三河県税事務所	〒440-8528 豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎)1階)	0532-35-6128

■ 固定資産税・事業所税のお問合せは・・・各市町村へ

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
名古屋市	052-961-1111	小牧市	0568-72-2101	あま市	052-444-1001
豊橋市	0532-51-2111	稲沢市	0587-32-1111	長久手市	0561-63-1111
岡崎市	0564-23-6000	新城市	0536-23-1111	愛知郡東郷町	0561-38-3111
一宮市	0586-28-8100	東海市	052-603-2211	西春日井郡豊山町	0568-28-0001
瀬戸市	0561-82-7111	大府市	0562-47-2111	丹羽郡大口町	0587-95-1111
半田市	0569-21-3111	知多市	0562-33-3151	扶桑町	0587-93-1111
春日井市	0568-81-5111	知立市	0566-83-1111	海部郡大治町	052-444-2711
豊川市	0533-89-2111	尾張旭市	0561-53-2111	蟹江町	0567-95-1111
津島市	0567-24-1111	高浜市	0566-52-1111	飛島村	0567-52-1231
碧南市	0566-41-3311	岩倉市	0587-66-1111	知多郡阿久比町	0569-48-1111
刈谷市	0566-23-1111	豊明市	0562-92-1111	東浦町	0562-83-3111
豊田市	0565-31-1212	日進市	0561-73-7111	南知多町	0569-65-0711
安城市	0566-76-1111	田原市	0531-22-1111	美浜町	0569-82-1111
西尾市	0563-56-2111	愛西市	0567-26-8111	武豊町	0569-72-1111
蒲郡市	0533-66-1111	清須市	052-400-2911	額田郡幸田町	0564-62-1111
犬山市	0568-61-1800	北名古屋市	0568-22-1111	北設楽郡設楽町	0536-62-0511
常滑市	0569-35-5111	弥富市	0567-65-1111	東栄町	0536-76-0501
江南市	0587-54-1111	みよし市	0561-32-2111	豊根村	0536-85-1311